

令和3年度危険物安全週間について

6月の第2週は危険物安全週間です。(令和3年6月6日～6月12日)

「危険物安全週間」とは

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的に、平成2年総務省消防庁により制定されました。

危険物とは、消防法で定められているもので、ガソリン、灯油、消毒用アルコール、塗料など身近なところで使用されており、ひとたび火災が発生すると激しく燃え、火災の被害を大きくする物品であります。

ご家庭におきましても、身の周りにおける危険物の性質や使い方を十分理解し、火気の周囲で使用しないなど、正しく安全に取扱い、事故を未然に防ぎましょう。

令和3年度危険物安全週間推進標語

「事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム」

令和3年度 危険物安全週間推進ポスター

